

サイバー法実務の基礎

講演日：2016年3月4日(金)



藤原 宏高 (37期)
●Hirofumi Fujiwara
当会会員

〈略歴〉
1985年 弁護士登録
(第二東京弁護士会)
2003年4月 日本弁護士連合会コンピュータ
委員会委員長
2006年4月 副会長
2014年4月 研修センター委員長
2014年6月 日本弁護士連合会業務改革委員
会弁護士紹介制度検討PT座長

CONTENTS

2 インターネット上の権利侵害への対応

- ① 権利侵害の種類
 - (2) プライバシー侵害の判断基準
(名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン 8頁)
 - (3) 著作権侵害、商標権侵害の判断基準
(著作権関係ガイドライン 3頁)
- ② 発信者情報開示請求の実務
 - (1) プロバイダ責任制限法第4条
 - (2) 権利侵害の明白性
 - (3) 開示の対象

3 サイバー空間とセキュリティ

- ① 個人情報保護法上の手当て(20条)
- ② 不正競争防止法による企業の情報資産の保護
- ③ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ④ マイナンバー法

〈前号掲載〉

1 サイバー法の射程距離及び関係法律

- ① サイバー法とは
- ② 急速な社会環境の変化
- ③ 電子ネットワークが作り出す新しいコミュニケーション空間
(ネットワーク社会)の特徴
- ④ ネットワーク社会の弊害に対する対策

2 インターネット上の権利侵害への対応

- ① 権利侵害の種類
(1) 名誉毀損の判断基準

二弁会員の先生方は、会員専用サイトの研修アーカイブのコーナーから本講演のレジュメをダウンロードできます。

2 インターネット上の権利侵害への対応

1 権利侵害の種類

オ 企業その他法人等の権利を侵害する情報(名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン 33頁)

企業が権利侵害をされたときはどうするか。

企業に名誉棄損は成立するののかと言うと、成立します。「経済的取引における信用は、刑法上は信用棄損罪によって保護されるが、信用は社会が経済的な観点から人に対して与える評価であるから、民事法上は名誉の一形態であるということが出来る。企業その他の法人等の名誉又は信用を棄損する表現行為が行われた場合、①企業その他の団体はほとんどの場合、公的存在とみられること、②表現行為が公共の利害に関する事実に係り、専らかどうかは別としてそれなりに公益を図る目的でなされたことと評価できること、③表現が企業その他の団体の社会的評価を低下させても、そこで摘示された事実の真偽については、プロバイダ等において判断ができない場合が多いことから、プロバイダ等において権利侵害の不当性について信じるに足りる理由が整わないことがほとんどだと考えられる」、つまり違法性阻却事由があるかどうかは判断できないから、簡単に削除してはいけませんよという感じなのです。

だから、より企業の名誉棄損については削除されにくい。削除しようと思ったらよほどの覚悟をしてきっちり、これぞ名誉棄損というほど明白なものを探すということになりま

す。ですから、私たちが依頼者から依頼を受けると、持ってきたものだけで明々白々かどうかということを経ることをまず下調べをして、出てこなければ待ちます。

それで明々白々が出てきたときに、よーいドンであつという間に手続に入って、そして発信者情報開示まで全部やる。その難しさというものには時間との闘いがあります。そういう下調べをして、だいたいそのときにはこういう発言があったら行くぞという判断基準を持って向かうということになります。

ですから、やはり裁判所にとおる名誉棄損の判断基準をしっかりと身に付けること。これは判例をちゃんと見るということに尽きるわけです。

ところが、判例は実におぼれていまして、ケースバイケースで全然違うというのがほとんどです。何しろ照会手続（プロバイダ責任制限法第3条2項2号）を経て対応しろというのがガイドラインだから、発信者に何でも照会してしまい、指摘するとますます火が大きくなってしまいます。

(2) プライバシー侵害の判断基準（名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン 8頁）

次に、プライバシーに入っていきます。

プライバシー侵害の判断基準は、これもまた難しいのです。プライバシー侵害についてのリーディングケースは、『宴のあと』事件でございまして、3つの要件、①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのある情報であること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合に、他者に開示されることを欲しないであろうと認められる情報であること、③一般の人にまだ知られていない情報であること、が示されています。

この後、実は、いろいろ判例が変遷していて、今の段階では狭い範囲で開示したものについても、狭い開示の範囲を超えて暴露したものはプライバシー侵害を認める傾向にあります。例えば、①個人の氏名、②生年月日、③性別、④住所、これがまさに住基ネットで問題となった基本四情報なのですが、これら

がプライバシーかどうかということについて、住民基本台帳法を改正した当時の政府の認識ではプライバシーとは思っていない。

でも、「この女性をレイプしろ」という事件が実際に起こっている。住所と電話番号をネットに書き込んで、その被害者の女性の家に本当に何人も来たという事件が起こって、刑事上の名誉棄損が成立しました。

ですから、そういうことが現実にかかるようになってきて、ああ、やはり氏名、住所、生年月日、電話番号って個人情報でプライバシーであり、保護しないとおかしいと思うわけです。社会は今だんだん変わってきています。特に、ストーカー事件がたくさん起こってきた今日はなおさらだろうと。

ですから、プライバシーのところは常に新しい判例を見ていかなきゃいけないということになります。

ガイドラインでも、そこはちゃんと指摘しておりまして、「現在では2の要件は後述するように氏名、住所についても自己が欲しない他者には、みだりにこれを開示されたくないとするのは自然なこととして法的保護対象と解されており、個人情報保護法の制定も相まって、プライバシーの保護対象がより広く認められるようになっている」、それから「3の要件についても、ある媒体で報じられた情報であっても、新たな媒体への掲載は、それによって新たに知る者があるとして公知性が否定されることが多い。電話帳や官報等の公的資料に掲載された情報を引用、転載する場合でも、掲載する媒体や掲載の事情によりプライバシー保護の対象となる」とあります。

実際に起こった事件として、グーグルがいつまでたっても人の犯罪情報の新聞記事を削除しなかったという事件があって、ご存じのとおり最終的に名誉棄損で止めたのですね。ですから、新聞は1回報道することは認められたとしても、それは何年かすると日々人の記憶から抜け落ちていくことによって、その人は社会復帰できるわけじゃないですか。

それをグーグルがサーチエンジンですずっと消さないというのはおかしいのでありまして、

やっぱりわれわれの社会の感覚に反するわけですね。ですからそれは、今ではもうプライバシー侵害ということが判例上認められましたけれども、それを勝ち取るまでの努力というものは大変なものなのです。

そういう意味で、プライバシーの分野はどんどん動いているんですけど、「ただし、公人、準公人、特に専門職についての業務に関する事実については、私生活上の事実ではないとしてプライバシー保護の対象外とされることがある」ということですから、どういう立場の人の何についての事実かということになるのですね。政治家の私生活がプライバシーの対象になるのかどうかなど、非常に困難な問題はまだまだあるのです。

(3) 著作権侵害、商標権侵害の判断基準 (著作権関係ガイドライン 3頁)

それから著作権について、プロバイダ責任制限法というのは、当時は名誉棄損、プライバシーを所管する法律と、それから著作権侵害を所管するのと、2つの省庁の共管の法律になっていたんですね。

ですから、著作権侵害のところは文化庁が所管しており、それ以外のところは当時の郵政省、今の総務省が所管しているという法律で、二本立てになりました。法務省が所管していないことによって、消費者保護のためには使われない法律になっているんです。

だから日弁連は、消費者保護のため、インターネットオークション詐欺について、この法律で開示を請求したいということで、法律を改正すべきだという意見書を出しました。

私も、その意見に賛成ですけど、一顧だにされません。裁判所が判決を出せばそれを突破口として、今のままでもインターネットオークションの詐欺に使えるのではないかなと個人的には思っています。

ですから、これは先生方がオークション詐欺にこのプロバイダ責任制限法の適用があると言って、開示請求の訴訟を裁判所に起こし、裁判所が認めるかどうかということで、こじ開けていけるのではないかと考えているところなんです。どちらにしても、著作権は著作権関

係ガイドラインとって別のガイドラインができていまして、別物でございます。

ア 本ガイドラインにおいては、特定電気通信による情報の流通により著作権等が侵害された場合を対象とする

このガイドラインの中では、著作権は当然、どういうものがガイドラインの対象かということ、特定電気通信による情報の流通により著作権等が侵害された場合を対象とする。著作権等が侵害されたかどうかだけが問題になります。

イ 申出における確認事項

権利侵害を申し立てるためには、確認事項として、①申出主体の本人性をちゃんと証明しなさい。それから、②著作権者等であることの確認をするよとか、③著作権侵害であることの確認をさせていただきますよということで、現物の侵害の写真とかを持ってきなさいとかということが詳しく書いてあります。

ただし、著作権の場合は、権利侵害かどうかは発信者に意見を聞かなくても一見して分かります。

あとは許諾しているかどうか。そして、先ほどの発信者に意見を聞く段階で、発信者は許諾をもらっているよと言わなければ、これは間違いなく著作権侵害だということが分かる。ということで、裁判手続を経ることなくほとんど削除請求はされるし、プロバイダ側で発信者情報開示にも任意に応じています。

ですから著作権関係というのは、非常に切れ味がよく、使い勝手はいい。

ところが、プライバシーと名誉棄損については、どこのプロバイダに当たるかによって全く対応が違う。最近やっと裁判外で権利侵害を認めたのが出てきましたけれども、ヤフーを筆頭にほとんど仮処分をかけないと認めないところが大部分です。それは違法性阻却事由が分からないから。そして、その司法的判断が出ないと権利侵害かどうか分からないからです。

つまり免責法を作っているから削除すればいいのに、免責法の免責を受けようとしないので、ぎりぎりまで発信者側の運用がされてお

ります。それで、やっかいなのは、削除は比較的されるのですが、発信者情報開示はまず難しい。だから削除させることが先決と考えるのが、実務家としては正しい。

削除されることによって、まずは、依頼者に納得してもらおう。削除の実務というのは、今かなりガイドラインが整ってきたし、判断基準も確立してきているから、そんなにぶれることはないので、削除を裁判外でお願いするということがずいぶん可能になってきています。

けれども、発信者情報開示だけは裁判外ではほとんど認められた例はない。発信者の情報は、憲法上の権利が本来及んでいますから、不法行為であれば、不法行為をした発信者の情報は憲法上の権利の対象外であるけれど、誤って開示したらやっぱり憲法上の権利を侵害しているという大変なマイナスなことが起こるので、非常に慎重にということです。表現の自由との隣接領域なのですね。

だから、やはり表現の自由に重きを置く人たちは、そこは司法判断を得なきゃ嫌だという保守的な立場になっています。

2 発信者情報開示請求の実務

(1) プロバイダ責任制限法第4条（発信者情報の開示請求等）

発信者情報開示は、プロバイダ責任制限法第4条で認められた制度です。条文を読んでいます。

第4条第1項、「特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報の開示を請求することができる」。

次の各号のいずれにも該当するときに限り開示請求できるということで、1号は、「侵害情報の流通によって、当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであると

き」。これは、違法性阻却事由のないことの立証責任を、開示請求者に負わせたというのが立法者意思であります。

それから、2号は、「当該発信者情報が、当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合、その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき」。この2号が表現の自由を破る突破口になるため、裁判を受ける権利を守るという立証をさせ、濫用的な開示請求を防ぐという二本立てになっているわけです。

それから、第2項、「開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合、その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない」。これも削除と同じで、発信者の意見を必ず聞くということになっています。

それから、第3項、「第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉または生活の平穩を害する行為をしてはならない」。

第4項、「開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより、当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意または重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない」。つまり、応じなかった場合、故意または重大な過失がないと責任は負わないことになっているから、重過失を立証しない限り、開示しないプロバイダの損害賠償請求はできない。プロバイダは非常に守られています。

ただし、プロバイダが発信者になっちゃったらそれは駄目だよということです。

(2) 権利侵害の明白性

権利侵害の明白性について、ガイドラインから引用します。

「権利侵害が明らか」とは、権利の侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまで

を意味していると解されている。そのような事情の存在については、請求者の主張する事情に加え、発信者の主張も考慮した上で判断することとなるが、発信者に意見照会を行った場合において、一定期間（二週間）経過しても回答のない場合には、発信者はこの点に関して特段の主張は行わないものとして扱うこととする（発信者情報開示関係ガイドライン9頁）。

したがって、発信者情報開示請求訴訟においては、原告は、この権利侵害要件につき、当該侵害情報によりその社会的評価が低下した等の権利の侵害に係る客観的事実のもとより、その侵害行為の違法性を阻却する事由が存在しないことについても主張、立証すべきである」と。

そういうことで、実は開示請求の代理人の責務は非常に重いのです。けれども、実際には発信者のメールアドレスが分かれば、電子メールで警告書を送れるわけですよ。だから、発信者のアドレスが分かればかなり解決できる。匿名の書き込みはアドレスが分からない。だいたいプロバイダからしてメールアドレスが分からない。

例えば、個人のブログを作ると、誰でも書き込んでくれるけれど、ハンドルネームで書き込んできても、ブログの開設者にはその人のメールアドレスは分かりません。メールアドレスが分かれば、まずはそこに直接、あなたの主張は名誉棄損だからやめてくださいと代理人が警告できる。警告すると結構収まる。

私が最初に手がけたニフティサーバもまさにそうです。ネット上ではおそろしい権力者を装って、ぼろくそに名誉棄損した張本人は何と大学の先生だった。だから一皮むけば賢者も賢者じゃないわけです。

そして、その人に対しては、最終的に私が代理人に就いて、電子メールで警告をしました。氏名、住所が分からない段階で。そうしたら、その後から発言に気を付けてとてもお行儀よくなりました。

何が言いたいかというと、匿名だからやるわけでありまして、匿名でなければ社会のル

ールはいき渡るわけです。ですから、このネットの社会の特徴というものは、権利侵害に対して匿名性の壁をどうやって破るかに尽きるのです。

匿名性さえ破れば、相手はおとなしくなる。私が扱ったケースでは、話の分からない人がいたので、じゃあ、うちの事務所に来てください、お話ししましょうと言って事務所呼び出したところ、大声で怒鳴るかと思ったらおとなしく話を聞いて帰りました。

つまり実社会に引き戻すことによって、実社会の法律の適用を迫ることができる。しかし、ネット上の匿名の状態では彼らは治外法権として振る舞うわけです。社会的な地位があるとかないとかにかかわらず。依頼を受けて探すと、とんでもない人が発信者だったりすることもあります。

あまりにも相手が偉すぎて、これは黙ることにしましたと言ってあきらめた依頼者がいました。そんなことが平然と起こります。極端に名誉が棄損された例では、犯人はだいたい身近に多いことが多いですね。身近にいないケースでは、職業上のプロを雇って業務妨害をしたりする。これは本当に見つからなかった。

ある会社の従業員が誹謗中傷されましたが、インターネットカフェから発信されて、そのインターネットカフェまでは行き着いたのですが、パソコンのIPアドレスを記録してないカフェで、テレビカメラだけありました。

だからその日の映像を見るため、うちのアソシエイトが警察へ行きました。初めは、警察は捜査照会に対して嫌だ、嫌だ、そんなもんでいいかと言っていただけで、何で警察がやらないのか、メールしたのは明らかだろうと主張して、行って何時間も見たのですが見つからない。

本当に名誉棄損した人はプロの人。プロを雇ってやった完全な業務妨害、企業に対する業務妨害です。こういうことがもう平然として起こっています。だからそういうプロを雇ったケースは、本格的に刑事事件として、あらゆる手を使って捜すということが必要にな

ってきます。その辺が手ぬるいとどんどんやって来る。

ですから、事態がどのくらい深刻かということ、情勢を見極めて、相手が本当に面白半分で行っているのか、それともプロを雇って本気でやってきているのかを見定めて、こちらが有効な刃物を持ったと言える段階かどうかを下調べする必要があります。

(3) 開示の対象

まず、何が開示されるのかというと、発信者の個人情報が出てくるかと思ったりとんでもない。個人情報そのものは全然出てきません。発信者その他侵害情報の送信に係る者の氏名、または名称が一発で出てくることはほとんどない。

発信者の侵害情報の送信に係る住所が出てくることもほとんどない。メールアドレスが出てくることもほとんどない。出てくるのは、単にIPアドレスとその日時だけです。つまり、あるプロバイダに書き込みがなされると、そのプロバイダに残っているログ、通信記録が、何年何月にどこのIPアドレスから通信があったというだけです。

その発信者をたどると、だいたい、いわゆるインターネットに契約しているプロバイダです。個人にインターネットのアクセスを許可したプロバイダのIPアドレスが出ているだけです。だからそこからもう1段階、2段階目の開示請求をしなきゃいけない。

そして、だいたいログは3か月しか残っていません。今はほとんど3か月ルールです。だから3か月の間に2段階の開示請求をしなきゃいけない。しかも1段階目の開示請求の場合に、まず、裁判外の開示請求をしてくれ、というのが今の実務の運用になっています。

だから、裁判外の開示請求をして、それでノーティス・アンド・テイクダウンを実際にやらせて、それでプロバイダがその手続をやっても、やっぱり発信者は何も言わなかったということを持って、そこからしないとプロバイダは全然動かない。任意に開示される場合もほとんどなくて、そこから仮処分をかけて1回目の開示を得るのに何回審議するのか

と。

そして、出てきたものが経由プロバイダという、途中に入っているプロバイダのIPアドレスだけだったとすると、2段階の開示請求をして、それでやっと最後、個人情報に行き着く。1段階目の開示をして2段階目のプロバイダに行くときまでには、何しろ3か月以内でないと絶対間に合わないわけです。だから、2段階目のプロバイダにいったときに、3か月以内だったら、すぐにログを削除しないでくれと言うとだいたいそれは言うことを聞いてくれるので、2回目のプロバイダに対する仮処分申請のときは、ログを削除するなという申立と開示しろという申立と両方の申立をします。

それで、任意に保存してくれているから、そこから時間をかけて争って、2段階目で本訴をしなければ開示しないというプロバイダもあるわけです。ですから、この辺の実務も、変えていくためにはたくさんの方ががんがん開示請求をして、満足の仮処分を認めてもらえるようにしていかないと、名誉棄損が明白なケースでないと本当に助からない。間に合わなくて何回も悔しい思いをしたことがあります。ですから、そのよーいドンの手順がすごく重要です。

ウ 発信者情報開示請求標準書式

このガイドラインからいきますと、これが今のサイトに載っている発信者情報開示請求書です (http://www.isplaw.jp/d_form.pdf)。

書式① 発信者情報開示請求標準書式

年 月 日

至 [特定電気通信役務提供者の名称] 御中

[権利を侵害されたと主張する者] (注1)

住所

氏名

印

連絡先

発信者情報開示請求書

[貴社・貴殿]が管理する特定電気通信設備に掲載された下記の情報の流通により、私の権利が侵害されたので、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法。以下「法」といいます。）第4条第1項に基づき、[貴社・貴殿]が保有する、下記記載の、侵害情報の発信者の特定に資する情報（以下、「発信者情報」といいます）を開示下さるよう、請求します。

なお、万一、本請求書の記載事項（添付・追加資料を含む。）に虚偽の事実が含まれており、その結果[貴社・貴殿]が発信者情報を開示された契約者等から苦情又は損害賠償請求等を受けた場合には、私が責任をもって対処いたします。

記

[貴社・貴殿]が管理する特定電気通信設備等	(注2)
掲載された情報	
侵害された権利	
権利が明らかに侵害されたとする理由 (注3)	
発信者情報の開示を受けるべき正当理由 (複数選択可) (注4)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 損害賠償請求権の行使のために必要であるため 2. 謝罪広告等の名誉回復措置の要請のために必要であるため 3. 差止請求権の行使のために必要であるため 4. 発信者に対する削除要求のために必要であるため 5. その他 (具体的に記入ください)
侵害情報等 開示を請求する発信者情報 (複数選択可)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発信者の氏名又は名称 2. 発信者の住所 3. 発信者の電子メールアドレス 4. 発信者が侵害情報を流通させた際の、当該発信者のIPアドレス及び当該IPアドレスと組み合わせられたポート番号 (注5) 5. 侵害情報に係る携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別符号 (注5) 6. 侵害情報に係るSIMカード識別番号のうち、携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたもの (注5) 7. 4ないし6から侵害情報が送信された年月日及び時刻
証拠 (注6)	添付別紙参照
発信者に示したくない私の情報 (複数選択可) (注7)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 氏名 (個人の場合に限る) 2. 「権利が明らかに侵害されたとする理由」欄記載事項 3. 添付した証拠

- (注1) 原則として、個人の場合は運転免許証、パスポート等本人を確認できる公的書類の写しを、法人の場合は資格証明書を添付してください。
- (注2) URLを明示してください。ただし、経由プロバイダ等に対する請求においては、IPアドレス及び当該IPアドレスと組み合わせられたポート番号等、発信者の特定に資する情報を明示してください。
- (注3) 著作権、商標権等の知的財産権が侵害されたと主張される方は、当該権利の正当な権利者であることを証明する資料を添付してください。
- (注4) 法第4条第3項により、発信者情報の開示を受けた者が、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穏を害する行為は禁じられています。
- (注5) 携帯電話端末等からのインターネット接続サービスにより送信されたものについては、特定できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (注6) 証拠については、プロバイダ等において使用するもの及び発信者への意見照会用の2部を添付してください。証拠の中で発信者に示したくない証拠がある場合 (注7参照)には、発信者に対して示してもよい証拠一式を意見照会用として添付してください。
- (注7) 請求者の氏名 (法人の場合はその名称)、「管理する特定電気通信設備」、「掲載された情報」、「侵害された権利」、「権利が明らかに侵害されたとする理由」、「開示を受けるべき正当理由」、「開示を請求する発信者情報」の各欄記載事項及び添付した証拠については、発信者に示した上で意見照会を行うことを原則としますが、請求者が個人の場合の氏名、「権利侵害が明らかに侵害されたとする理由」及び証拠については、発信者に示してはほしくないものがある場合にはこれを示さずに意見照会を行いますので、その旨明示してください。なお、連絡先については原則として発信者に示すことはありません。ただし、請求者の氏名に関しては、発信者に示さなくとも発信者により推知されることがあります。

以上

[特定電気通信役務提供者の使用欄]

開示請求受付日	発信者への意見照会日	発信者の意見	回答日
(日付)	(日付) 照会できなかった場合はその理由:	有 (日付) 無	開示 (日付) 非開示 (日付)

この書式で何しろまず開示請求してくれと、全てのプロバイダがオウムのように言ってきます。ここに管理するURLとか、掲載された情報とか、侵害された権利が何だとか、権利侵害が明らかな理由を書きなさいとか、正当な理由はどこにあるんだというようなことを書くことになっています。

それから、開示請求するのは何を求めるのかということ、証拠は何だと。著作権の場合はだいたいこれで開示が受けられる。名誉棄損等とはとてもじゃないけどこんなものでは全然開示は受けられないのですが、まずこれをやれということです。

プロバイダはどういうふうに行っているの

か。このまま転送はしてないと思うのです。たぶんあなたの投稿についてはこういう申立がありますよ、ぐらいで、誰がこれを申し立てたか分からないようにしているのではないかなと思うのですが、何とも言えません。危険なサイトは危険です。

この書式でいったんはやらないと相手にされません。それでだいたい2週間はむだになります。ノーティス・アンド・テイクダウンは2週間って決まっていますから、これを送って、届いてから2週間は絶対にかかる。

それで初めて回答があったとか、なかったとかプロバイダから返事が来る。だからそれを待っていては、仮処分は間に合わないということだから、これをやりつつ一緒に仮処分申請も出しちゃうということもやります。

だって裁判所は、今日出して明日すぐ審尋できません。これは双方審尋事件ですから、当然審尋も1回、2回やりますので、そんな悠長に裁判所の期日を待ってもらえないということだとすると、これを出しつつ仮処分をかけちゃうということをやっていきます。

それで、どちらにしても、プロバイダはこれが来ていれば2週間たてば返答はしてきますので、裁判上で返答してくるかはあるでしょうけれども、そこで開示が受けられるのか、どのくらいの代物かというのは見えてくるというわけです。

エ 発信者情報開示請求訴状（事件類型別弁護士実務ハンドブック書式）

取 入 印 紙 (1万3000円)	訴 状
平成○年○月○日	
○○地方裁判所民事部 御中	
原告訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎 印	
〒○○○-○○○○	東京都△△区□□□丁目○○番○号
原 告	X
〒○○○-○○○○	東京都○○区××○丁目○番○号
	□□ビル○階

甲野法律事務所（送達場所）
 上記訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎
 電 話 03-○○○○-○○○○
 F A X 03-○○○○-○○○○
 〒○○○-○○○○ 東京都△△区□□□丁目○番
 ○-○○○号
 被 告 株 式 会 社 Z
 上記代表者代表取締役 乙 野 次 郎

発信者情報開示請求事件

訴訟物の価額 160万円
 ちょう用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、別紙1書込目録記載の各書込にかかる別紙2発信者情報目録記載の情報を開示せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 請求の趣旨第2項につき仮執行宣言

第2 請求の原因

- 1 「Xは駅前の●●書店で二度の万引きを行った。」との書込（以下、「書き込み①」という。）について
 - (1) 書き込み①により原告の権利が侵害されたことが明らかである点について
 - ア 書き込み①が名誉毀損に該当すること
書き込み①は…
 - イ 書き込み①には違法性阻却事由が存在しないこと
書き込み①にはいわゆる真実性の抗弁は成立しない。
以下……。
 - (2) 被告の発信者情報が原告の損害賠償請求権の行使のために必要である点について
 - 2 「Xは仕事が遅く、やる気がない。」との書込（以下、「書き込み②」という。）について
 - (1) 書き込み②により原告の権利が侵害されたことが明らかである点について
 - ア 書き込み②が名誉毀損に該当すること
書き込み②は……。
 - イ 書き込み②には違法性阻却事由が存在しないこと
書き込み②にはいわゆる公正な論評の法理による抗弁は成立しない。以下……。
 - (2) 被告の発信者情報が原告の損害賠償請求権の行使のために必要である点について
- ……。

証 拠 方 法

- 1 甲1号証 …
- 2 甲2号証 …
- 甲●号証 …

附 属 書 類

- | | |
|----------------|-----|
| 1 訴状副本 | 1通 |
| 2 甲1ないし●号証（写し） | 各1通 |
| 3 訴訟委任状 | 1通 |
- 別紙1 書込目録

書き込み①

URL <http://www.~~>

書込日時 平成〇年〇月〇日

書込内容 Xは駅前の●●書店で二度の万引きを行った。

書き込み②

URL <http://www.~~>

書込日時 平成〇年〇月〇日

書込内容 Xは仕事が遅く、やる気がない。

以上

別紙2 発信者情報目録

- 1 氏名又は名称
- 2 住所
- 3 電子メールアドレス

以上

それから、上記の訴状のドラフトには、種本があります。私も執筆者の1人で、若い先生方に比較的読まれているという、東弁協叢書の『事件類型別弁護士実務ハンドブック』の中の書式の1つであり、インターネットにも掲載されております (<http://shop.gyosei.jp/contents/cs/info/5107740/html/NoFrameList.html>)。

書式の方を見ていただくと分かりますけど、これは本訴を起こす場合でして、請求の趣旨はどうやって書くかですが、情報を開示せよという主文になっていますね。これは本訴ですから。

請求の原因の中で、名誉棄損の書き込みがどういうものか、書き込みがあるか、そして権利侵害が明らかだということがちゃんと書いてあるということで、これは結構しんどいです。例えば、名誉棄損が20あったら、20の発言について全部1つひとつ当てはめて評価を書きます。この発言は、こういう理由で名誉を棄損していることは明らかだというふうに、1つひとつ全部やらないとだめで、その別紙の目録の数が10、20になってくると、かなりしんどい。

弁護士の数は数打ちゃ当たる的にやりたくなるのですが、確実なものをちゃんと記載するのが実務的には得策だと思います。

なぜなら、プロバイダはいつもたくさんそういう請求を受けているからへいちゃらで、

これはまずいな、やっぱり削除すべきかなとか、これはやっぱり相当危ないなというものは嗅ぎ分けてしまうのですよね。

だから、この辺ぎっくりやっておけばいい、みたいないいかげんなつもりで書くと、保全の段階で非常に苦しむことになります。ですから、そのぎりぎりのケースではしょうがないけれど、なるべくよく精査して理由もきちり書くことをお勧めします。

そこさえちゃんと押さえれば、最後、損害賠償請求のために必要だよということだけ書けばいいので、もっぱら争点は名誉棄損の成否、プライバシー侵害の成否そのものなのです。

違法性阻却事由のところは、われわれはないと言って、ノーティス・アンド・テイクダウンで、発信者が何も言わなければ違法性阻却事由がないとみなしてよいとされているのだから、それ以上の立証は求められません。ただし、悪質なケースでは発信者が結構反論してきます。

そうすると、その反論を受けて、プロバイダが発信者になり代わり、発信者と代理戦争をすることになります。これもかなりしんどいです。だから、意図的な発信者、周到に計画している発信者は、相当な根拠を持ってやって来ますから、ぎりぎりのケースでは、非常に厳しい名誉棄損論争を仮処分段階でしなければいけないということが起きてきます。

だから、そこはよく精査して、これというのを選んで、極めつけを何本か選んでやるとするのが実務的にはお勧めであり、どうもこれは危ないなというやつは慎重にした方がいい。私たちがいろいろやってきた経験上、そんな感じを受けております。

それから、平成23年の省令改正によって、開示される範囲がちょっと広がりまして、携帯電話端末からのインターネット接続サービス利用者識別符号、それからSIMカードの識別番号、それからタイムスタンプと、こういうものも、対象になりました。要するに携帯を使った名誉棄損が増えてきて、だんだん犯人も賢くなってきたということなのです。

インターネットカフェがもうばれるようになってきたということになると、モバイルを使う。それから普通のモバイルは、実はIPは固定IPが多いですね。つまり、常時接続になっているので、特定の契約者にこのIPアドレスを割り振っている場合が多い。だからそこから発信するとばれるわけです。

そうすると、IPアドレスが固定されないプロバイダを使う。つまり、電話を入れるごとにIPアドレスが変わるような会社の端末を使うとかして、どんどん巧妙化してきます。敵もさるもの。その「いたちごっこ」になってきます。

だから、書き込みがあったときに、いったいどこから、どこを経由してきているのかとか、そういうことをまず見なきゃいけないし、どこの掲示板で書かれているのかということは常に見なきゃいけない。掲示板がどこかというのが最大のポイントになってきます。

参考となるサイトとして、今日いろいろ現物をお見せしたかったのが、1つは、「プロバイダ責任制限法 関連情報ウェブサイト」(<http://www.isplaw.jp/>)、これがもう玉手箱でありまして、ガイドラインが全部載っている。ガイドラインの中には判例が全部引用されていて、判断基準が載っているのので、ぜひこの分野を見たい人はよく読んでください。

そして、発信者情報開示請求のガイドラインというのが遅れて出てきたわけですがけれども(http://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/provider/pdf/provider_hguideline_20160222.pdf)、これもすごく優れております。これもぜひ。

3 サイバー空間とセキュリティ

1 個人情報保護法上の手当て(20条)

最後に、サイバー空間のセキュリティのところだけちょっと簡単に触れておきます。

サイバー空間のセキュリティについて、どうという法的な手当てがされているのかという

ことをいくつか列挙してみました。

1つは、個人情報保護法上の20条、安全管理措置、これも最近は非常に重要になりました。しかし、個人情報保護法はあくまでも個人の個人情報しか守ってくれませんから、個人情報以外の企業の情報資産はこの20条は及びません。

2 不正競争防止法による企業の情報資産の保護

不正競争防止法による企業の情報資産の保護については、これは営業秘密を守るということですから、個人情報に限らず、この不正競争の営業秘密侵害ということは言えるのですが、営業秘密の要件が非常に厳しくて、なかなかここでも守り切れないということがあります。

3 不正アクセス行為の禁止等に関する法律

それから、不正アクセス行為の禁止等に関する法律。最近この法律が非常に脚光を浴びていて、警察はこれでどんどんやっています。大きな事件も全部これで立件しているところですから、この不正アクセス法で告訴するということも、弁護士としては、被害者側として重要な手段として考えなければいけません。

4 マイナンバー法

マイナンバーもいずれ刑事罰が導入されてきますから、この刑事事件を告訴するというのも必要になるかもしれない。そういう一連の流れの中で、守備範囲は非常に広いということですけど、メインの主戦場はやはり名誉棄損、プライバシーかなということで、ぜひ多数の先生方はこの分野に入っていたきたいと考えております。

N
F